

新潟県「核燃料税」の新設（更新）について

1. 核燃料税の新設（更新）理由 [新潟県協議書抜粋]

当県の核燃料税は、（中略）柏崎刈羽原子力発電所の立地に伴い、放射線監視、温排水影響調査、防災対策及び民生安定対策等の各般にわたる施策を積極的に展開する必要が生じ、そのために極めて多額の財源を必要とすることから、昭和59年11月に自治大臣の許可を得て法定外普通税として創設し、これまでに6回の更新を経て今日に至っています。

当県では現在、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、事故原因に関する検証、事故による健康と生活への影響の検証及び安全な避難方法の検証という3つの検証を進めているところです。

また、（中略）原子力防災机上訓練を行うなど、原子力災害発生時の避難の実効性の確保に向けた取組も行っており、原子力発電所の立地県として、県民の安全・安心のため、原子炉が停止している状態であっても、引き続き安全対策等の施策を多岐にわたって行う必要があります。

（前略）現状では核燃料税収は出力割のみの状態が継続し、原子力発電所の稼働の有無に関わらず一定の財政需要が存在する中で、これに対応する税収が大幅に不足している状況が続いています。

以上のような状況を踏まえ、特定納税義務者と協議した結果、（中略）より安定した税収の確保を図るため、出力割の税率を引き上げ、価額割の税率を引き下げた上で、更に5年間課税することとしたものです。

2. 核燃料税の概要

課税団体	新潟県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	① 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	① 価額割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	① 価額割：100分の4.5 ② 出力割：48,450円／kW／（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）約47億円
非課税事項	—
徴税費用見込額	約185千円
課税を行う期間	5年間（令和元年11月15日～令和6年11月14日）

3. 同意要件との関係

核燃料税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること

① 課税標準

新潟県核燃料税には「価額割」と「出力割」があるが、価額割については今回税率を引き下げることから、検討の対象外とする。

出力割の課税標準は「発電用原子炉の熱出力」であるが、国税又は他の地方税において、形式的に課税標準を同じくするものはない。

一方、本税の出力割の課税客体は「発電用原子炉を設置して行う発電事業」であり、「一般送配電事業者の販売電力」を課税客体とする電源開発促進税（国税）及び「法人が行う事業」を課税客体とする法人事業税（地方税）と実質的に課税標準を同じくしているか否かの検討が必要である。

電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置等に要する費用に充てるために課されるものである。

発電コストの一部として、間接的に電気の利用者（受益者）に負担を求めるものであり、課税標準を「販売電気の電力量」としているのは、受益の程度が販売電力量に対応するためである。

また、法人事業税については、収益活動が、道路をはじめとした諸々の公共施設の利用を通じて行われていることから、これらの施設に必要な経費を分担せしめる目的で課されており、事業という収益活動に担税力を見出し、事業活動の規模を適切に表すために「収入金額」を課税標準としている。

一方で、核燃料税の出力割の課税標準が「発電用原子炉の熱出力」となっているのは、本税が原発立地に伴う財政需要に充てるための税であるところ、財政需要が原子炉の熱出力（規模）に対応するためである。

以上を踏まえると、核燃料税と電源開発促進税及び法人事業税は、それぞれの課税標準の設定に係る趣旨・目的が異なっているため、形式的にも実質的にも課税標準が同じとは言えないと考えられる。

② 住民の負担

特定納税義務者である東京電力HD(株)は、グループ全体で平成30年度の年間売上が6兆3,384億円、経常利益が2,765億円の企業である一方、本税による負担は約47億円／年（課税期間5か年）である。さらに、本税による税負

担は電気料金等に転嫁することも可能であるため、それらを踏まえると、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。なお、本税が電気料金に転嫁された場合、標準家庭1世帯でみると、1月あたり平均で4.2円程度の負担である。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えるものとは認められないと考えられる。

(3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

福島第一原子力発電所の事故を受け、原発についてより高い安全性が求められており、国もそうした方向性を掲げているが、核燃料税は、地方団体における安全対策事業等の財源となるものであり、原発政策における国の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。